

【議事録】特定非営利活動法人舞台芸術制作者オープンネットワーク設立総会

2015年2月13日 13:30 – 15:00@BankART Studio NYK 2F

- 正会員数 138 人
- 会員出席 52 人, 委任状出席 71 人=123 人

総会の成立要件である 1/2 以上の出席を満たす。

<第一号議案>

「特定非営利活動法人 舞台芸術制作者オープンネットワーク」

設立承認申請承認の件

議長（橋本）より設立趣意書を配布し、この趣旨をもとに特定非営利活動法人舞台芸術制作者オープンネットワークを設立したい旨を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。また、特定非営利活動促進法第2条2項2号及び同法第12条第1項第3号の規定に該当することについて、満場一致で確認した。

<第二号議案> 「特定非営利活動法人 舞台芸術制作者オープンネットワーク」

定款承認の件 藤原より

定款案を配布し審議したところ、これを承認した。

・ 会員よりの質問

■ 第 49 条の解散時の残余財産の帰属の条項で譲渡先が、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人という公益法人になっている理由は？

→ON-PAM が移行した法人は特定非営利活動法人で、我々の活動はある一定の公益性を目的としたものであるという前提がある。解散時には同水準かそれ以上の公益性を持っている団体に寄付するのが、ON-PAM を支援している方々へのお応えになると考えた。

(補足) 第 9 条の会員資格の喪失について、厳しめの設定にしたのは、ON-PAM のもっとも重要な意思決定の場は総会であり、そこに参加できる人をはっきりさせる必要があると考えた。

■ 会員資格の喪失に関して、資格を喪失した後に再入会する際には入会金が必要か？

→理事会では必要と判断している。

■ 第 8 条の会費納入について、所定の期日が理事会で定められるのかは確認が

必要。また、総会か理事会かどちらが定めるのかは、再度検討が必要なのではないか。

→会場で審議。同条の内容は、総会の議決事項に変更することを議長より提案。

満場一致で採択される。

■会費の件だが、運営に関わる方への経費を確保したほうがいいという意見が

あったが、他の寄付なりで賄っていくのか、会費の値上げを行うのか？

→基本的な考えは、会員対応としてWEBなどでの迅速な情報伝達と中心の活動

である委員会活動は会費をベースに。それ以外のシンポジウムなどプラスアル

ファは別の資金で実施できるよう考えていこうと思う。

→会費の値上げも検討？

→そこも皆さんと相談したいが、目標としてはもう少し会員数を増やし運営費

用を捻出したい。

■意思決定の場として総会時に参加できる人数を確定させるための会費納入期

日設定だと伺ったが、総会以降に入会したい人はどうなる？

→入会はこれまで同様いつでもできる。

■賛助会員はどのくらいいるのか。賛助会員を増やす先は？考え方は？

→正会員の1/10程度。舞台芸術に関する組織、劇場や中間支援団体に団体賛助会員になってもらいたい。若い人で会費を支払うのが難しい人などが最初に参加できる可能性がある。賛助会員は、議決権はないが議論に参加することや委員会活動などに参加できる、ということを一括の狙いとしている。

<第三号議案> 役員選任の件

議長より設立当初の役員の人選について諮り、審議の結果、理事長を橋本裕介氏とし、副理事長を鈴木拓氏、丸岡ひろみ氏とし、常務理事を塚口麻里子氏とし、理事を有光茜（中村茜）氏、伊藤達哉氏、大平勝弘氏、奥野将徳氏、小倉由佳子氏、川口聡氏、齋藤努氏、佐々木真樹子（山口真樹子）氏、武田知也氏、中嶋葉子（西山葉子）氏、成島洋子氏、西島千秋（相馬千秋）氏、野村政之氏、福田日紗子（山浦日紗子）氏、藤原顕太氏、横堀富美（横堀ふみ）氏、横山義志氏、米井啓（齋藤啓）氏、監事を樋口貞幸氏、若林朋子氏とすることを承認した。

・ 会員よりの質問

■ 現在、海外在住の理事の関わりは？

→理事会にはスカイプで参加している

■理事の任期は？再選は？

→2年、附則のところで記している。再選可能。

■事務局はどうなるのか？

→常務理事が事務局を担当する。事務局員は理事長が任命。新たなメンバーも加えつつ、事務局体制をつくる。

<第四号議案> 設立当初の資産の件

議長より設立当初の資産について、任意団体「舞台芸術制作者オープンネットワーク」の解散に伴う資産を引き継ぐことについて、全員異議なくこれを承認した。

<第五号議案> 設立の初年度及び翌年度の事業計画書承認の件 齋藤啓より

平成27年度及び28年度の事業計画書を配布し、詳細に審議したところ、全員異議なく承認した。

・会員よりの質問

■これまでの委員会は所属委員会しか参加できなかったと思うのだが？

→伝え方が悪かったと思うが、そうではなく、これまでも所属以外の委員会も参加可能だった。

<第六号議案> 設立の初年度及び翌年度の活動予算書承認の件 塚口より

議長より平成27年度及び28年度の活動予算書を配布し、詳細に審議したところ、全員異議なく承認した。

・会員よりの質問

■会員数の増加に向けてのビジョンは？

→予算に関して管理人件費の拡充をしているところがこれまでと違う。きちんと事務局の人件費を出して、広報的な強化を行いたい。

■予算書内の会費収入は前年並ではなく、会員増加目標で計上してはどうか？

→NPO法人は予算書と決算書を公開しないといけない。そしてあまり開きがあるといけないので、予算書だけみると会員増加の意気込みを感じられないかもしれないが、そういう事情もある。現実的な数が必要。意気込みは確認しながら…

→ON-PAM が公益団体になれば会員はスムーズに増えるかもしれないが、公益でなく公益を志向している。会員を増やすことを目的化せず、地道に必要性を説くことで会員を増やしたい。

■若い人を巻込む方法、仕組みを開発する必要があるのでは？

→「支部」のなにか別の呼び方を考えて、なにかそういうサブネットワーク、サブ組織をつくっていききたい。

<第七号議案> 設立当初の入会金及び会費の件

議長より設立当初の入会金及び会費について諮り、審議の結果、入会金を正会員（個人）3,000 円、年会費を正会員（個人）1 口 10,000 円（1 口以上）、賛助会員（個人）1 口 10,000 円（1 口以上）、賛助会員（団体）1 口 20,000 円（1 口以上）、学生会員（個人）1 口 3,000 円（1 口以上）とすることで、承認した。

・会員よりの質問

■会員資格の引継ぎに関しては、定款に入っていないが？

→この NPO の定款には入っていないが、任意団体の総会にて引き継ぐ旨の議決

がされている。

■ 寄付行為の税金控除に関して。賛助会員はどういう扱いになるか。

→ 賛助会員に何もメリットがないということになれば、寄付として控除の対象になりうるが委員会参加や情報提供は対価性があるとも言える。現時点では、対価性が判別できない。

<第八号議案> 確認書の確認の件

特定非営利活動法人舞台芸術制作者オープンネットワークが特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号の規定に該当することについて、満場一致で確認した。

<第九号議案> 法人設立認証申請の件

議長より法人設立の認証を申請するため、下記事項について諮ったところ、審議の結果、全員異議なくこれを承認した。

- ① 設立代表者（申請者）は橋本裕介氏とする。
- ② 役員に決定した者は速やかに就任承諾書及び宣誓書を提出する。

- ③ 役員のうち報酬を受ける者は、事務局長のみとする。
- ④ 設立当初の社員は社員名簿記載のとおりとする。
- ⑤ 申請書類の軽微な事項の修正については、設立代表者に一任する。

以上